

グループホームウイング（外部サービス利用型指定共同生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人ウイングが設置するグループホーム ウイング（以下「施設」という。）において実施する指定障害福祉サービスの外部サービス利用型指定共同生活援助事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という）第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、法及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する、基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令58号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ： グループホームウイング
- （2） 所在地 ： 長崎県島原市中野町丙1175

2 利用者の住居地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ： グループホームウイング
所在地 ： 長崎県島原市中野町丙1175
- （2） 名 称 ： グループホームウイングⅡ
所在地 ： 長崎県島原市中野町237-1
- （3） 名 称 ： グループホームウイングⅢ
所在地 ： 長崎県島原市中野町250-2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 ： 1名（常 勤・兼 務）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- （2） サービス管理責任者 ： 1名（管理者兼務）
サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス施設との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。
- （3） 世話人 ： 4名（常 勤・専 従）
世話人は、個別支援計画に基づき調理の補助・生活上の相談・健康管理、金銭管理の援助等、日常生活の援助を適切に行うものとする。また利用者の申し込み手続きや連絡業務などの代理を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居の定員は、24名とする。

- (1) 「グループホームウイング」 9名
- (2) 「グループホームウイングⅡ」 9名
- (3) 「グループホームウイングⅢ」 6名

(共同生活援助を提供とする主たる対象者)

第6条 施設において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者

(共同生活援助の内容)

第7条 施設で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 調理の援助
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 一時的に体験的な利用が必要と認められた者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月5日までに（当該月分）を利用者から徴収するものとする

- (1) 家賃 : 15,000円
 - (2) 水道光熱費等 : 9,000円（水道光熱費、浄化槽管理費、日用品費）
 - (3) 食費（朝、夕）・居室電気代 : 20,000円（朝食材料費、夕食費代〔350円〕、居室電気代）
- 月 額 44,000円

※利用終了の際、残金が生じた場合は負担額を日割り返還する。また食費（朝、夕）・居室電気代については月末に清算し、残金が生じたときは、その残金を利用者に返金するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者の同意を得るものとする。

5 第2項に規定する額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

6 第3項に規定する額を徴収するときは、当該費用に係る現金預り証を、また、清算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき、負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類、並びに領収書、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 施設は、利用者が同一の月に施設が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地)

第10条 事業所は、支援の一部を次の指定居宅介護事業者へ委託するものとする。

1 居宅介護事業者（法人）の名称及び所在地

(1) 名 称

一般社団法人 島原市医師会

(2) 所在地

長崎県島原市萩原1丁目1230

2 居宅介護事業所の名称及び所在地

(1) 名 称

一般社団法人 島原市医師会 ヘルパーステーションらいふ

(2) 所在地

長崎県島原市萩原1丁目1230

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 外出・外泊

利用者が外出・外泊する時は、その都度「外出・外泊届書」にその行き先及び日程等を記入し、世話人に申し出ること。

(2) 衛生保持

利用者は、グループホームの整理整頓、その他環境衛生の保持のために協力しなければならない。

(3) 健康保持・身体機能低下防止

利用者は自ら健康保持に留意し、身体機能の低下を防止する様努めなければならない。又その為に提供されるサービスを正当な理由無く拒否してはならない。

(4) 身上変更報告

利用者及び家族は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに管理者に報告すること。

(5) 施設内禁止事項

① 他の利用者を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を奪ってはならない。

② 他の利用者と喧嘩や激しい口論をしてはならない。

③ 持ち込み禁止又は持ち込みを制限している物品を持ち込んで서는ならない。

④ 施設の備品を勝手に持ち出してはならない。

⑤ 施設内の秩序や風紀を乱し、又は安全性を阻害してはならない。

⑥ 無断で施設内の備品等の位置や場所を変更してはならない。

⑦ 施設内での喫煙、飲酒は禁止します。

⑧ 他の利用者の居室への入室を禁止します

(賠 償)

第12条 利用者が施設の設備や備品に故意に損害を与えた場合、その損害の弁済を求める。

（施設の免責）

第13条 利用者は、施設内外において故意また過失によって利用者自身に生じた損害に関して施設は責任を負わない。利用者間のトラブルを原因とする場合も同様とする。但し、職員の勤務時間内の発生したトラブルにおいては、誠意をもって解決に至るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待の防止に関する担当者を選定し、及び設置すること。
- （2） 成年後見制度の利用を支援すること。
- （3） 施設において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4） 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（身体拘束等の禁止）

第15条 施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知。
- （2） 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- （3） 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

（感染症対策に関する事項）

第16条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- （1） 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 施設において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画に関する事項）

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第18条 現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに施設が定める協力医療機関又は利用者の主治医へ連絡を行う等の必要な措置を

講ずるとともに、管理者へも報告するものとする。

- 2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第19条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
 - 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情解決）

- 第20条 提供した共同生活援助に関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助施設の設備若しくは帳簿書類のその他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事は行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項に規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第21条 施設は、職員の資質向上のために研修へ参加の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する物とする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 1年間 （高城病院 院内研修）
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員契約の内容とする。
 - 4 施設は法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 5 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 6 施設は、利用者に対する共同援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ウイングと施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規定は平成18年10月1日より適用し、条文に変更の必要が生じた場合には改正するものとする。

改正 令和 6 年 6 月 20 日